



人はみな、  
生かされて  
生きてゆく。  
更生保護ネットワーク

【発行月】平成28年6月  
【発行者】NPO法人  
青森県就労支援事業者機構  
【所在地】青森市長島1-3-25  
【電話】017(776)6418

## 就労は再犯防止の 大きなチカラ



青森保護観察所  
所長 松橋 進一

法務省と厚生労働省が連携して、刑務所出所者等に対する就労支援対策を始めてから早一〇年が経過し、この間、国としての支援策も徐々に充実が図られました。青森県就労支援事業者機構におきましても、国と力を合わせて協力雇用主を支援していただいているところであり、心より感謝申し上げる次第です。

しかし、刑務所出所者等の再犯が中々減らない現状にあるため、政府を挙げて再犯防止に取り組んでいるところですが、昨年度から新たに就労奨励金の支給制度が始まりました。今年度は、予算も増額され、一層の充実が図られたところですが、もちろん、青森保護観察所においても、本年度の業務重点事項に就労支援を掲げ、新たな支援策を有効に活用しながら、実際に雇用していただける協力雇用主を大幅に増やすことを目標としています。

再犯を防ぐためには、就労して収入を得て生活の安定を図ることが何より重要であることは言うまでもありません。しかし、就労を確保することは非常に困難な状況となっています。特に青森県の状況を見ますと、前述した国の施策である就労奨励金の昨年度における支給額は、残念ながら全国で最下位となっており、長引く経済不況の中で、特に地方経済は厳しく、経営を考えるとリスクのある選択は厳しいようです。刑務所出所者等を雇用するのは大きな社会貢献ともなりますので、企業の皆様にご理解いただけるよう、継続的に働きかけたいと思っております。ご協力よろしくおねがいします。

### 【活動の様子】

#### 一、第二回理事会開催

平成二十八年三月二日 青森保護観察所会議室において、理事一五名のとこころ、九名（書面表決五名）の出席を得て、当機構の理事会が開催されました。平成二十八年度事業計画案、活動予算案及び、監事の選任について審議し



ました。満場一致で承認を頂き、次期総会に付議することとしました。昨年理事になられた会員様へ、更生保護団体のことを、更に詳しく知って頂くために、当機構理事の青森県保護司会連合会の天内会長、更生保護施設あすなろの黒瀧理事長、更生保護女性会の神会長より、設立までの苦労話や今現在の現状など、大変貴重なお話をいただきました。

#### 二、第六十五回 社会を明るくする運動 作文コンテスト 授賞式

平成二十八年一月八日、アスパムにて「社会を明るくする運動」作文コンテスト授賞式が行われました。

当機構会長賞（はまなす賞）として、七戸町立七戸中学校 石田藍さんの「私が思う明るい社会」が表彰されました。「犯罪者本人が反省し改める努力をし、その努力している人を受け入れる社会が必要である」という大変心打つ内容の作文でした。



### 三、青森県暴力団社会復帰対策協議会総会

平成二十八年一月二十六日 ホテル青森で開催され、約四十名の協力団体・機関等関係者が出席し、当機構からは大坂会長が出席しました。新会長に（一社）青森県建設業協会の鹿内 雄二氏が選任されました。議事では、他都道府県における、就労支援活動を円滑に行うため、他都道府県離脱暴力団社会復帰、就労支援団体と協定を締結して広域連携を図っていくことが承認されたほか、その後の発表で、青森刑務所から、

① 刑務所における暴力団離脱指導について暴力団反社会性を認識させ健全な社会人として社会復帰できるように方向づける指導。

② 家族等周囲に与えた影響や自己の問題点の改善などに係る指導。

③ 暴力団離脱後の支援として、各種職業訓練、社会的スキル訓練、就労支援対策をおこなっている。ことが発表された。

青森保護観察所からは保護観察事件や生活環境調整事件の係属状況、刑務所出所者等就労支援等説明がされ、協力雇用主が今日も各地域で刑務所出所者等を受



け入れ、信じ、仕事を通じて彼らを改善更生に導き、地道な取組をしていることや保護観察所が連携を強化し就労支援の推進に努めていることが発表されました。

最後に青森県警察本部刑事部組織犯罪対策課から、県内の暴力団情勢と暴力団組織からの離脱支援状況について発表が行われました。

### 四、身元保証システムについて

#### ～全国就労支援事業者機構より～

就職する際には、身元保証人を求められることがあります。こんなとき、身元保証人となつてくれる人が見つからなければ、せっかくの就職機会を逃してしまいかねません。

全国就労支援事業者機構は、個人の保証人に代わり身元保証を引き受けることで、犯罪や非行をした人たちの就職の実現を支援する事業を行っています。このシステムにはおおむね次のような決まりがあります。

- 一、このシステムを利用して身元保証を受けるためには、その申込みのときに、全国機構で定めた身元保証料が必要になります。この費用を被保証者が自分で負担できないときには、その費用を援助する制度があります。
- 二、このシステムを使う場合の就職先は、被保証者が犯罪や非行により、現在、保護観察や更生緊急保護を受けていることを知った上で雇ってくれる雇用主に限りません。
- 三、このシステムは、被保証者が就職予定先として申し出た雇用主に、被保証者が仕事上で与えた損害のうち、全国機構で決めている保証基準にあたる損害に限って、補償金を支払うもので、補償金には限度があります。

四、全国機構が身元保証をする期間は、身元保証契約が締結された日から一年間です。またその期間であっても被保証者が退職したり、無断欠勤を続けたりする場合には、身元保証の実施を打ち切る場合があります。

五、身元保証の期間中でも、「貯金がある」、「働いていて収入がある」など、被保証者が雇用主に損害を弁済できるときは、全国機構は補償金を支払いません。緊急に弁済しなくてはならないなど、特別な事情により、被保証者に代わつて全国機構が支払った場合には、後日、被保証者からその費用を全国機構に返してもらうことがあります。

このシステムを対象者の雇用促進の一助として、幅広く活用することに配慮したいものです。

システム開始までの流れ

